

意見や提案をお
寄せください

弘前市議会政務活動費の交付に関する パブリックコメントを実施

政務活動費は、地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付されるものです。

このたび、政務活動費の手引き素案を作成しましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽募集期間 8月15日～9月3日（必着）

▽政務活動費の手引き素案の閲覧方法

○市のホームページ

○次の場所で閲覧（土・日曜日を除く）

議会事務局（市役所4階）、市民課総合窓口（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、総合行政窓口（駅前町、ヒロ口3階）、市民課城東分室（末広4丁目）、総合学習センター内）、各出張所

▽対象 ①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤当市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥弘前市議会政務活動費手引き素案に利害関係を有する人

▽提出方法 所定の用紙または任意の様式に、住所、

氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、在住・在学等の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「政務活動費の手引き素案への意見」など）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、議会事務局あて

②議会事務局へ直接持参

③ファクス…35・3005

④Eメール…gikai@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市民課総合窓口、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、総合行政窓口、市民課城東分室、各出張所に設置しています。

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など 寄せられた意見などは、条例案策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 議会事務局（☎35・1121）

二次募集を
開始します

弘前市融雪装置設置費補助事業

本事業は、地域における消費喚起とともに、冬期間における快適な生活空間の確保と市民の雪処理にかかる負担軽減を図るため、敷地内に融雪装置を新たに設置する市民に対して、設置費用の一部を補助するものです。

二次募集の受け付けを8月17日から開始しますので、融雪装置の設置を考えている人は、この機会にぜひご活用ください。

▽対象者 市内在住の人、または実績報告時までに市内に住所を有する人で、市税などを滞納していない人

▽対象事業 自らの居住を目的とする住居およびその敷地に、融雪装置を新たに設置する人で、次の①～④の条件をすべて満たす人

①交付申請前に着手していないこと

②平成27年12月4日までに完了する事業であること

③土地・建物所有者と申請者が異なる場合、当該土地・建物所有者の承諾を得ていること

④事業の全部または一部について、県や市の同様の助成事業の対象となっていないこと

▽対象となる融雪装置 融雪槽、融雪機、ロードヒーティング、屋根融雪

※地下水散水融雪装置は対象外。

▽補助率・補助金額 補助対象経費に3分の1を乗じ

て得た額または20万円のいずれか少ない額（千円未満の端数は切り捨て）

▽受付期間 8月17日～9月15日、午前8時半～午後5時（土・日曜日を除く）

▽申請書類など スマートシティ推進室、岩木・相馬総合支所、各出張所に配置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▽注意事項など 事業の内容や状況によっては補助の対象とならない場合があります／交付申請の合計金額が予算額を越えた場合は抽選となります。交付申請後であれば工事などに着手することは可能ですが、抽選の場合は当選者にのみ補助金を交付しますのでご了承ください／先着順ではありませんので、事業の計画に合わせて必要書類などの準備が整い次第、受付期間内に申請してください／本事業は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（平成26年度補正予算分）を活用するもので、単年度事業として実施するものです

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先

スマートシティ推進室（市役所5階、☎40・7109）



二次募集を
開始します

市民の皆さんから
公募します

廃棄物減量等推進審議会の委員を募集

電話番号・メールアドレス

②「ごみ減量化や資源化の推進について」をテーマとした作文（800字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、環境管理課環境事業所（町田字筒井）で配布しています。

▽選考・発表 応募書類の記載事項を審査の上、選考します。なお、結果は応募者全員に書面で通知するほか、選任された人は委員名簿に登載され、市ホームページなどで公開されます。

■問い合わせ・提出先 環境管理課環境事業所資源循環係（〒036・8314、町田字筒井6の2、弘前地区環境整備センター管理棟2階、☎35・1130、Eメールkankyou@city.hirosaki.lg.jp）

一般観覧でき
ます

弘前市市民課窓口業務等業務委託に関するプレゼンテーションを公開します

市民課では、来年4月1日から、窓口業務の一部を民間事業者に外部委託します。その事業者選定のためのプレゼンテーションおよび質疑応答を一般公開します。

▽とき 8月21日（金）、午後1時～

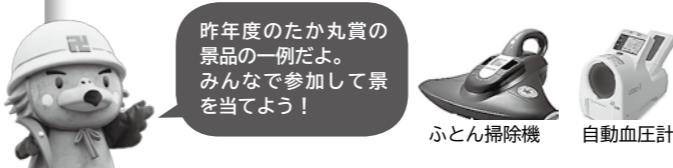
▽ところ ヒロ口（駅前町）3階多世代交流室1

■問い合わせ先 市民課（☎35・1113）

健幸ひろさきマイレージ制度

健幸ひろさきマイレージ制度とは？

がん検診などを受診したり、健康に関する教室やイベントに参加したりすることによってポイントを獲得し、応募することで、抽選により「たか丸賞（健康またはくらしに関する景品）」がもらえます。



今年から対象年齢が変わり、市内に在住する20歳以上の人であれば誰でも応募が可能となりました。

さらに、領収証や健診結果の添付が必須ではなくなり、自分でマイレージシートへ記入ができるようにし、より参加しやすい制度となりました。

▽応募方法など

★応募条件 市内に住所を有し、平成28年3月31

日の時点で20歳以上であること

★ポイント獲得期間 通年（ただし、応募した日からさかのぼって1年間に限ります）

※応募は1人につき1回まで。

★応募締め切り 毎年1月31日（消印有効）

★応募方法 必要事項を記入したマイレージシートを付属の封筒に入れて郵送（切手不要）するか、弘前市保健センター（野田2丁目）に持参または、応募箱（市役所市民課総合窓口・ヒロ口3階健康広場窓口に設置）に投函（どうかん）を。

※健診受診日や受診機関・氏名・生年月日・住所・たか丸賞の希望コースなど、記入漏れがないよう確認を。

★マイレージシート配布場所

弘前市保健センター、市役所市民課総合窓口、岩木・相馬総合支所、各出張所、地区公民館、弘前図書館、弘前文化センター、総合学習センター、ヒロ口3階健康広場窓口、検診実施医療機関

■問い合わせ先 健康づくり推進課（弘前市保健センター内、☎37・3750）